

悪質商法？ 電話でお金詐欺？
ご相談ください

高齢者被害特別相談

高齢者トラブル188番

令和7年

9/18(木)

9/19(金)



長野県消費生活被害防止啓発キャラクター

もシカっち

受付時間

8:30~17:00

※事前予約不要

188番は消費者ホットライン^(*)の電話番号です(局番なし)
*地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します

長野県消費生活センターでは、悪質商法等被害の未然防止、早期発見を目的に、悪質商法等でお悩みの方またはそのご家族を対象とした高齢者被害特別相談「高齢者トラブル188番」を実施します。

長野県消費生活センター

☎ 0263-40-3660

松本市大字島立1-020 県松本合同庁舎4階

LINE相談窓口「消費生活相談@長野県 (@shohi-nagano)」

※県消費生活センターでは、特別相談日だけでなく、電話・来所による相談を受け付けています。
来所の場合、相談者が重複した場合にお待ちいただくことがありますので、事前にご連絡をいただけますとスムーズにご案内が可能です。

県合同庁舎からのオンライン相談・上田、長野、飯田での出張相談も承ります。【事前予約制】
特別相談日に限らず対応しますので、まずは予約やご事情についてご相談ください。

～ 高齢者被害等の相談事例 ～

- SNSのバナー広告で「特別価格・定期縛りなし」と書いてあったので1回限りと思い、化粧品を購入したら定期購入だった。2回目が届いてしまったが返品したい。
- 自宅を訪問され、無料で屋根を点検できるというので見てもらったところ、「破損が酷い。放置すると雨漏りや木材が腐るおそれもある」と言われ高額な工事契約をしてしまった。
- 美容液のモニターを試したところ、勝手に有料の商品を送り付けてきて、料金を請求されている。どうしたらよいか。
- 父が勧誘員に強引に勧められて半年間の定期購読契約を交わした。クーリングオフは可能と考えてよいか。(高齢の方のご家族からの相談)
- 息子が「1ヶ月〇万円稼げる副業」という広告を見てサイトに登録し、様々な名目で費用を求められて支払ってしまった。経済的負担が大きいのにやめられない様子だ。
(ご家族に関する高齢者の方からの相談)